○総務省告示第四百四十六号

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年総務省令第五十四号）の施行に伴い、防火管理に関する講習を行う機関を指定する件（昭和六十二年自治省告示第一号）は、廃止する。

平成十六年五月三十一日

総務大臣　麻生　太郎

附　則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。

○消防庁告示第六号

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年総務省令第五十四号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成十六年五月三十一日

消防庁長官　林　省吾

一　平成十二年消防庁告示第十五号
二　平成十二年消防庁告示第十六号
三　平成十二年消防庁告示第十七号
四　平成十三年消防庁告示第三十五号
五　平成十四年消防庁告示第十号

附　則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。